

第 141 号 ( 令和 5 年 7 月 25 日 発行 )	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建築局市営住宅課】 3
- △ 横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療援助課】 4
- △ 横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療援助課】 5
- △ 横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則の一部を改正する規則【健康福祉局障害自立支援課】 6
- △ 横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】 7

**【告示】**

- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 8
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 10
- △ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【環境創造局環境影響評価課】 12
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 15
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 16
- △ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定の一部の解除【資源循環局事業系廃棄物対策課】 17
- △ 同 【資源循環局事業系廃棄物対策課】 19
- △ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 21
- △ 同 【港湾局港湾管財課】 22

**【公告】**

- △ 職員の懲戒処分【総務局人事課】 23
- △ 同 【総務局人事課】 24
- △ 同 【総務局人事課】 25
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 26
- △ 同 【経済局商業振興課】 27
- △ 同 【経済局商業振興課】 28
- △ 大規模小売店舗の廃止の届出【経済局商業振興課】 30
- △ 農用地利用集積計画の策定【環境創造局農政推進課】 31
- △ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】 32
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 33
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 34

△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	35
△	同【建築局調整区域課】	36
△	同【建築局調整区域課】	37
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局市街地建築課】	38
△	同【建築局調整区域課】	39
△	同【建築局調整区域課】	40
△	同【建築局調整区域課】	41
△	同【建築局調整区域課】	42
△	同【建築局調整区域課】	43
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	44
△	同【建築局建築指導課】	45
△	同【建築局建築指導課】	46
△	同【建築局建築指導課】	47
△	同【建築局建築指導課】	48
△	同【建築局建築指導課】	49
△	土地区画整理組合の解散の認可【都市整備局市街地整備調整課】	50
	<b>【区告示】</b>	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	51
△	同【鶴見区地域振興課】	52
△	同【港南区地域振興課】	53
△	同【金沢区地域振興課】	54
△	同【金沢区地域振興課】	55
△	同【栄区地域振興課】	56
	<b>【正誤】</b>	57

---

規 則

---

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定  
め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 57 号

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行  
期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 令 和 5 年 6 月 横 浜 市  
条 例 第 21 号 ) 中 別 表 尾 張 屋 橋 住 宅 に 係 る 改 正 規 定 は 、 令 和 5 年 8 月  
1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 58 号

横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則（平成 6 年 11 月横浜市規則第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 から第 4 条の 4 までを削る。

第 5 条第 1 項第 1 号中「対象乳児及び対象幼児等の保護者」を「対象小児（児童を除く。以下この条、第 7 条、第 8 条並びに第 11 条第 1 号及び第 2 号において同じ。）の保護者」に、「当該対象乳児及び対象幼児等」を「当該対象小児」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「対象乳児及び対象幼児等」を「対象小児」に改める。

第 7 条及び第 8 条中「対象乳児及び対象幼児等」を「対象小児」に改める。

第 10 条第 1 項中「、助成を受けようとする医療費の額並びに当該保護者の市民税及び県民税の課税状況に関する調査を行うことに同意する旨」を「及び助成を受けようとする医療費の額」に改める。

第 11 条第 1 号及び第 2 号中「対象乳児及び対象幼児等」を「対象小児」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る費用の助成について適用し、同日前の医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 59 号

横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則（昭和 46 年 12 月横浜市規則第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「8 月 1 日」を「10 月 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に交付した医療証に係るこの規則による改正後の横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則第 4 条第 2 項の規定による更新は、同項の規定にかかわらず、同日に行うものとする。

横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 60 号

横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成 18 年 9 月横浜市規則第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式から第 3 号様式までの規定中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 61 号

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市改良住宅条例施行規則（昭和 37 年 5 月横浜市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 尾張屋橋住宅の項を削る。

別表第 1 の 2 中

「

尾張屋橋住宅	全戸
岩井町住宅	同

」

を

「

岩井町住宅	全戸
-------	----

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

告示

横浜市告示第 467 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 7 月 1 日	医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック 横浜	中区蓬莱町 2 丁目 4 番地の 7	病院又は診療所
同	よりどころメンタル クリニック桜木町	西区伊勢町 1 丁目 15 番地の 17	同
同	よこはま本町通りク リニック	中区本町 1 丁目 3 番地	同
同	内田メンタルクリニ ック関内馬車道	中区常磐町 3 丁目 36 番地	同
同	サエラ薬局片倉町店	神奈川区片倉一丁 目 28 番 11 号	薬局
同	ウイング薬局阪東橋 店	南区浦舟町 3 丁目 43 番地の 6	同
同	サンドラッグたまプ ラーザ薬局	青葉区美しが丘一 丁目 9 番地の 16	同
同	フィットケアデポ六 角橋店薬局	神奈川区六角橋四 丁目 1 番 24 号	同
同	アルペジオ訪問看護 ステーション	泉区和泉中央南四 丁目 25 番 3 号	訪問看護
同	訪問看護ステーショ ン芍薬瀬谷	瀬谷区瀬谷三丁目 10 番地の 30	同
同	まひる訪問看護リハ ビリケア	西区南軽井沢 10 番 地の 5	同
同	みんなの訪問看護リ ハビリステーション 戸塚	戸塚区小雀町 1,46 5 番地の 16	同



同	てんど訪問看護ステーション	瀬谷区三ツ境 173 番地の 4	同
同	訪問看護ステーションことぶき	中区伊勢佐木町 6 丁目 132 番地の 1	同

横浜市告示第 468 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 5 月 1 日	みらい薬局能見台店	金沢区能見台三丁目 1 番地の 1	薬局
令和 5 年 6 月 1 日	ししど内科クリニック	緑区鴨居四丁目 2 番 31 号	病院又は診療所
令和 5 年 7 月 1 日	東神奈川診療所	神奈川区東神奈川一丁目 29 番地	同
同	よこはま土田メディカルクリニック	磯子区森一丁目 7 番 10 号	同
同	医療法人社団鴻鵠会睦町クリニック	南区浦舟町 4 丁目 47 番地の 2	同
同	薬樹薬局馬場	鶴見区馬場一丁目 27 番 16 号	薬局
同	なの花薬局鶴見店	鶴見区鶴見中央三丁目 10 番	同
同	滝の川薬局	神奈川区神奈川本町 16 番地の 1	同
同	秋本薬局横浜西口 3 号店	西区南幸二丁目 14 番 15 号	同
同	ひかり薬局	港北区日吉本町四丁目 10 番 50 号	同
同	株式会社大島薬局大正店	戸塚区原宿四丁目 16 番 2 号	同
同	加藤薬局西谷店	保土ヶ谷区西谷三丁目 22 番 5 号	同
同	阪神調剤薬局港南台医療モール店	港南区港南台五丁目 23 番 30 号	同
同	藤ファーマシー荏子田店	青葉区荏子田二丁目 5 番地の 2	同
同	訪問看護ステーション	港南区日野二丁目	訪問看護

	ン ハートネット	22 番 22 号	
同	みよみよ看護	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 9 番 18 号	同
同	らいむ訪問看護ステ ーション	神 奈 川 区 青 木 町 1 番 地 の 10	同
同	ライフサポート訪問 看護リハビリステー ーション 菊 名	港 北 区 大 豆 戸 町 31 1 番 地 の 1	同

横浜市告示第 469 号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成 17 年 2 月横浜市告示第 56 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

表中

横浜市環境影響評価条例（平成 10 年 10 月横浜市条例第 41 号）	第 10 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	配慮書についての環境情報提供
	第 20 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	方法書についての意見
	第 28 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	準備書についての意見
	第 30 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	準備書についての意見を述べたい旨申出
	第 59 条 第 4 項	平成 23 年 8 月 1 日	法対象事業の準備書に対する意見の陳述の申出

を「

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）	第 8 条 第 2 項	令和 5 年 8 月 1 日	配慮書の提出
	第 10 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	配慮書についての環境情報提供
	第 12 条 第 1 項	令和 5 年 8 月 1 日	配慮市長意見見解書の提出
	第 13 条 第 1 項	令和 5 年 8 月 1 日	事業廃止等の届出
	第 14 条 第 1 項	令和 5 年 8 月 1 日	事業承継の届出
	第 15 条 第 1 項	令和 5 年 8 月 1 日	第 2 分類事業判定の届出
	第 17 条 第 2 項	令和 5 年 8 月 1 日	方法書の提出
	第 19 条 第 2 項	令和 5 年 8 月 1 日	方法書周知計画書の提出

第 19 条 の 2 第 2 項	令和 5 年 8 月 1 日	方法書説明会開催計画の提出
第 19 条 の 2 第 3 項	令和 5 年 8 月 1 日	方法書説明会非開催の届出
第 19 条 の 2 第 4 項	令和 5 年 8 月 1 日	方法書説明会終了報告の提出
第 20 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	方法書についての意見
第 24 条	令和 5 年 8 月 1 日	準備書の提出
第 26 条 第 2 項	令和 5 年 8 月 1 日	準備書周知計画書の提出
第 27 条 第 2 項	令和 5 年 8 月 1 日	説明会開催計画の提出
第 27 条 第 2 項	令和 5 年 8 月 1 日	説明会非開催の届出
第 27 条 第 2 項	令和 5 年 8 月 1 日	説明会終了報告の提出
第 28 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	準備書についての意見
第 29 条 第 1 項	令和 5 年 8 月 1 日	準備書意見見解書の提出
第 30 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	準備書についての意見を述べたい旨申出
第 32 条	令和 5 年 8 月 1 日	評価書の提出
第 35 条	令和 5 年 8 月 1 日	工事着手の届出
第 35 条	令和 5 年 8 月 1 日	工事完了の届出
第 35 条	令和 5 年 8 月 1 日	供用開始の届出
第 38 条 第 1 項	令和 5 年 8 月 1 日	事後調査計画書の提出
第 38 条 第 3 項	令和 5 年 8 月 1 日	事後調査結果報告書の提出
第 39 条 第 1 項	令和 5 年 8 月 1 日	事業内容等修正の届出
第 41 条 第 1 項	令和 5 年 8 月 1 日	対象事業廃止等の届出

第 42 条 第 1 項	令和 5 年 8 月 1 日	対象事業承継の届出
第 59 条 第 4 項	平成 23 年 8 月 1 日	法対象事業の準備書 についての意見を述 べたい旨申出
第 60 条 第 3 項	令和 5 年 8 月 1 日	手続併合の届出

」

に改める。

横浜市告示第 470 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

排水施設の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	港北区大豆戸町の一部	令和 5 年 7 月 25 日
分流式	緑区新治町の一部 都筑区荏田南町の一部 栄区飯島町及び上郷町の各一部 瀬谷区下瀬谷二丁目の一部	

横浜市告示第 471 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目 40 番 1 号	港北区大豆戸町の一部 都筑区荏田南町の一部	令和 5 年 7 月 25 日
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	緑区新治町の一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町 231 番地	瀬谷区下瀬谷二丁目の一部	
横浜市環境創造局栄第一水再生センター	栄区小菅ケ谷二丁目 5 番 1 号	栄区飯島町及び上郷町の各一部	



横浜市告示第 472 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の  
指定の一部の解除

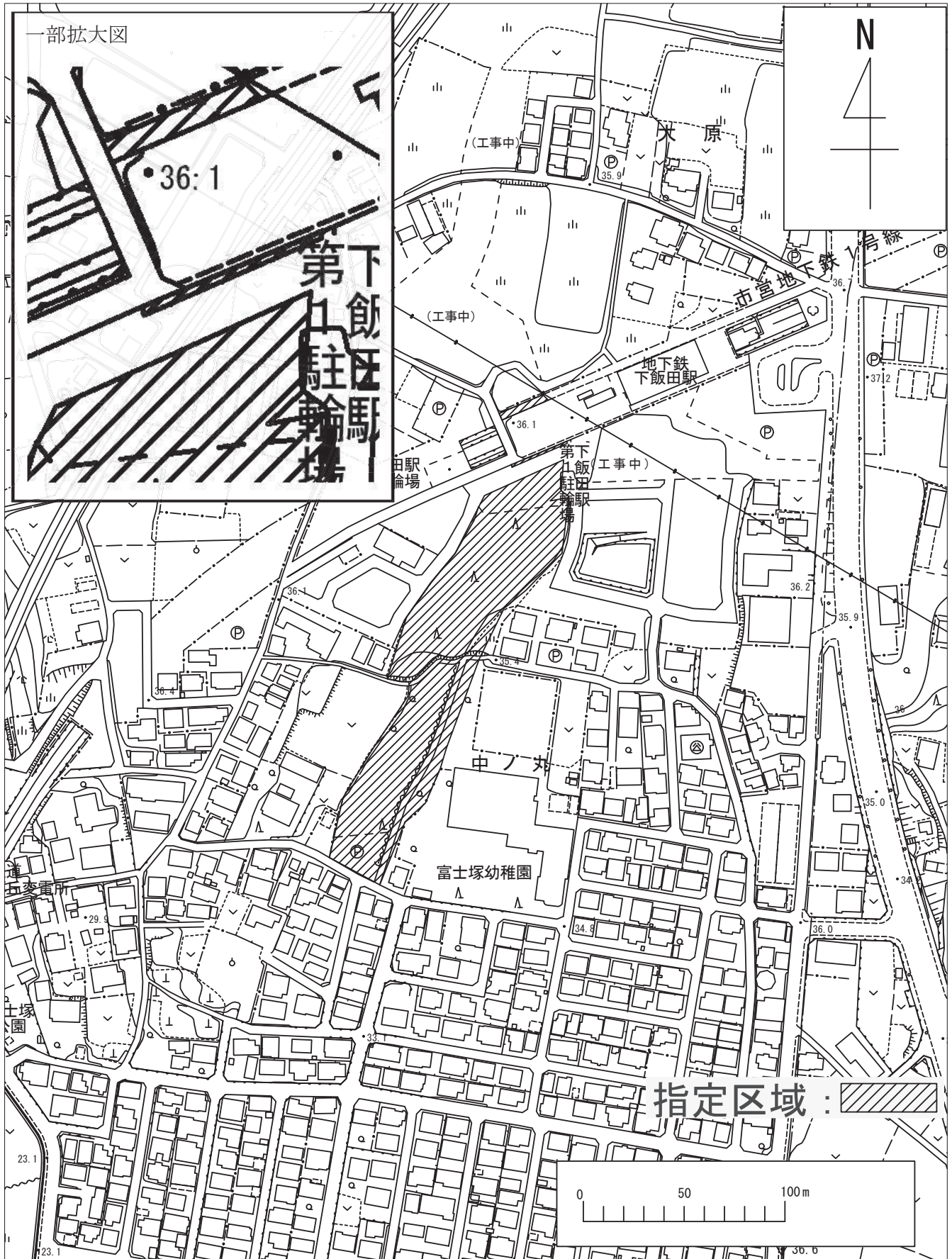
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第  
15 条の 17 第 2 項の規定に基づき平成 21 年 5 月 25 日横浜市告示第 202  
号で指定区域として指定した土地の一部について、同条第 4 項の規  
定により指定を解除する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定区域の所在地  
泉区下飯田町字林 862 番の 1 外
- 2 解除後の指定区域の範囲  
別図の通り
- 3 埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 30  
0 号）第 13 条の 2 第 3 号イ、同法施行規則（昭和 46 年厚生省令第  
35 号）第 12 条の 31 第 1 号

別図



横浜市告示第 473 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の  
指定の一部の解除

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第  
15 条の 17 第 2 項の規定に基づき平成 23 年 7 月 5 日横浜市告示第 364  
号で指定区域として指定した土地の一部について、同条第 4 項の規  
定により指定を解除する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 指定区域の所在地

保土ヶ谷区仏向町字外野 1,512 番外

2 解除後の指定区域の範囲

別図の通り

3 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 30  
0 号）第 13 条の 2 第 3 号イ、同法施行規則（昭和 46 年厚生省令第  
35 号）第 12 条の 31 第 2 号

別図



横浜市告示第 474 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

第 4 項第 1 号アの表中

「

本牧ふ頭 D 突堤 1 号線	同	1,640	20 ~ 35
----------------	---	-------	---------

」

を

「

本牧ふ頭 D 突堤 1 号線	同	1,177	20 ~ 35
----------------	---	-------	---------

」

に改める。

横浜市告示第 475 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

第 11 項の表中

「

南本牧ふ頭関連地区	同	624,582
-----------	---	---------

」

を

「

南本牧ふ頭関連地区	同	630,451
-----------	---	---------

」

に改める。

---

公 告

---

横 浜 市 公 告 第 428 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 7 月 14 日 懲 戒 処 分 に 付 し た  
。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
中 区 山 手 保 育 園	事 務 職 員	鈴 木 崇 志	停 職 2 箇 月

横 浜 市 公 告 第 429 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 2 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 7 月 14 日 懲 戒 処 分 に 付 し た

。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
保 土 ヶ 谷 区 福 祉 保 健 セ ン タ ー 高 齢 ・ 障 害 支 援 課	事 務 職 員	旗 手 ま い	減 給 10 分 の 1 4 箇 月



横 浜 市 公 告 第 430 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 2 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 7 月 14 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
旭 区 旭 土 木 事 務 所	技 術 職 員	代 田 良 成	停 職 1 箇 月

横浜市公告第 431 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン港北ニュータウン店  
都筑区北山田五丁目 13 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱 H C キャピタル株式会社  
代表取締役 久井大樹  
東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三菱 H C キャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号	三菱 H C キャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

(4) 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 6 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 432 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン港北センター南店  
都筑区茅ヶ崎中央 53 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱 H C キャピタル株式会社  
代表取締役 久井大樹  
東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三菱 H C キャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号	三菱 H C キャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

(4) 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 6 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 433 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

な お、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に、 横 浜 市 長 に 対 し、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

- (1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地  
 ブ ラ ン チ 横 浜 南 部 市 場 ・ 横 浜 南 部 市 場 食 の 専 門 店 街  
 金 沢 区 鳥 浜 町 1 番 地 の 1
- (2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名  
 大 和 リ ー ス 株 式 会 社  
 代 表 取 締 役 北 哲 弥  
 大 阪 市 中 央 区 農 人 橋 2 丁 目 1 番 36 号  
 ほ か 1 者
- (3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	大 和 リ ー ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 北 哲 弥 大 阪 市 中 央 区 農 人 橋 2 丁 目 1 番 36 号 ほ か 1 者	大 和 リ ー ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 北 哲 弥 大 阪 市 中 央 区 農 人 橋 2 丁 目 1 番 36 号 ほ か 1 者
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 マ ル ハ マ 冷 食 代 表 取 締 役 藤 間 正 之 金 沢 区 鳥 浜 町 1 番 地 の 1	株 式 会 社 マ ル ハ マ 冷 食 代 表 取 締 役 向 後 重 男 金 沢 区 鳥 浜 町 1 番 地 の 1

- (4) 変 更 の 年 月 日  
 令 和 3 年 8 月 30 日 ほ か
- (5) 変 更 し た 理 由

設 置 者 の 代 表 者 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令 和 5 年 6 月 29 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横 浜 市 公 告 第 434 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 廃 止 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ) 第 6 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 廃 止 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地  
株 式 会 社 た ま や 上 郷 店  
栄 区 上 郷 町 729 番 の 1 ほ か
- 2 大 規 模 小 売 店 舗 を 廃 止 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名  
有 限 会 社 丸 長 コ ー ポ レ ー シ ョ ン  
代 表 取 締 役 長 瀬 修  
栄 区 上 郷 町 956 番 地
- 3 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 廃 止 前 の 店 舗 面 積 の 合 計  
1,500 m<sup>2</sup>
- 4 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 廃 止 後 の 店 舗 面 積 の 合 計  
0 m<sup>2</sup>
- 5 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 店 舗 面 積 の 合 計 が 1,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 と な る 日  
令 和 5 年 7 月 1 日
- 6 変 更 す る 理 由  
閉 店 の た め
- 7 届 出 年 月 日  
令 和 5 年 6 月 30 日

横 浜 市 公 告 第 435 号

農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 策 定

農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 ( 昭 和 55 年 法 律 第 65 号 ) 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 農 用 地 利 用 集 積 計 画 を 定 め た の で 、 当 該 農 用 地 利 用 集 積 計 画 を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

2 縦 覧 期 間

令 和 5 年 7 月 25 日 か ら 当 該 農 用 地 利 用 集 積 計 画 に 定 め ら れ た 利 用 権 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間 満 了 の 日 ま で 備 え 置 く こ と と す る 。

3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横 浜 市 公 告 第 436 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 ( 昭 和 31 年 法 律 第 79 号 ) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、  
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
大 平 町 公 園	中 区 大 平 町 42 番 の 3	別 図 の と お り	1,138 m <sup>2</sup>	複 合 遊 具 、 砂 場 、 広 場 、 水 飲 み 、 ベ ン チ	令 和 5 年 8 月 1 日

別 図 ( 省 略 )



横 浜 市 公 告 第 437 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
矢 上 川 公 園	港 北 区 日 吉 六 丁 目 13 番	別 図 の と お り 1,640 m <sup>2</sup>	立 入 禁 止	令 和 5 年 8 月 1 日 か ら 令 和 8 年 10 月 31 日 ま で

別 図 ( 省 略 )

横 浜 市 公 告 第 438 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 4 年 9 月 1 日	11727	(新) 株 式 会 社 堀 米 興 業	堀 米 征 彦	相 模 原 市 南 区 大 野 台 5 丁 目 2 番 13 号
		(旧) 堀 米 興 業		
令 和 5 年 6 月 5 日	11584	(新) 株 式 会 社 佐 藤 工 業	佐 藤 将 司	横 須 賀 市 長 井 5 丁 目 10 番 30 号
		(旧) 佐 藤 工 業		
令 和 元 年 10 月 15 日	30567	株 式 会 社 夕 イ ト ー	宮 崎 元 希	(新) 川 崎 市 宮 前 区 西 野 川 3 丁 目 17 番 24 号
				(旧) 川 崎 市 宮 前 区 野 川 3,214 番 地 の 18

横 浜 市 公 告 第 439 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 4 月 6 日 第 2021 開 607 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号  
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社  
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 岡 本 達 哉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 南 区 日 野 中 央 三 丁 目 2,279 番 の 1 の 一 部 及 び 2,279 番 の 10 か  
ら 2,279 番 の 14 ま で

横 浜 市 公 告 第 440 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 11 月 1 日 第 2022 開 807 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 西 東 京 市 北 原 町 3 丁 目 2 番 22 号  
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト ワ ン  
代 表 取 締 役 松 林 重 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 今 宿 南 町 41 番 の 1 及 び 41 番 の 5 から 41 番 の 11 ま で

横 浜 市 公 告 第 441 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 3 月 1 日 第 2022 開 1607 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29  
株 式 会 社 横 浜 建 物  
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 上 飯 田 町 4,546 番 の 1 、 4,546 番 の 2 、 4,546 番 の 5 、 4,  
546 番 の 6 及 び 4,547 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 442 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2023 ・ 2 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 5 年 7 月 13 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m ないし 4.62 m
- 4 道 路 の 延 長  
24.52 m
- 5 指 定 の 場 所  
神 奈 川 区 三 ツ 沢 西 町 13 番 の 18 及 び 36 番 の 20
- 6 申 請 者 の 氏 名  
平 田 和 男

横浜市公告第 443 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2023 ・ 11 ・ 5 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 7 月 13 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
44.99 m
- 5 指定の場所  
港北区小机町 1,139 番の 14
- 6 申請者の氏名  
株式会社サンプラン  
代表取締役 牧田勝巳

横浜市公告第 444 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2023 ・ 11 ・ 4 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 7 月 7 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
19.91 m
- 5 指定の場所  
港北区小机町 1,164 番の 10、1,164 番の 21、1,165 番の 6 及び  
1,165 番の 13
- 6 申請者の氏名  
デックス株式会社  
代表取締役 高山裕司



横浜市公告第 445 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2023 ・ 16 ・ 4 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 7 月 11 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
24.68 m
- 5 指定の場所  
泉区上飯田町 2,650 番の 1
- 6 申請者の氏名  
株式会社オープンハウス・ディベロップメント  
代表取締役 福岡良介

横浜市公告第 446 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2023 ・ 14 ・ 2 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 7 月 13 日
- 3 道路の幅員  
5.50 m
- 4 道路の延長  
5.00 m
- 5 指定の場所  
瀬谷区瀬谷二丁目 2 番の 46
- 6 申請者の氏名  
相鉄不動産株式会社  
代表取締役 鈴木 正宗

横 浜 市 公 告 第 447 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2023 ・ 14 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 5 年 7 月 11 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
24.92 m
- 5 指 定 の 場 所  
瀬 谷 区 橋 戸 三 丁 目 6 番 の 30
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 エヌ ・ ジー ・ エス  
代 表 取 締 役 近 江 敏 也

横 浜 市 公 告 第 448 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 31 ・ 48 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 5 年 7 月 7 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
15.41 m
- 5 廃 止 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 釜 台 町 172 番 の 43 の 一 部

横浜市公告第 449 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 43・70 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 7 月 12 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
46.00 m
- 5 廃止の場所  
旭区中沢一丁目 17 番の 5 地先から 26 番の 11 地先まで

横浜市公告第 450 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 41・80 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 7 月 12 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
141.00 m
- 5 廃止の場所  
旭区中沢一丁目 17 番の 6 地先から 23 番の 9 地先まで

横 浜 市 公 告 第 451 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 7 月 3 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

8.56 m

4 廃 止 の 場 所

磯 子 区 森 五 丁 目 1,036 番 の 9 の 一 部 及 び 1,036 番 の 12

横 浜 市 公 告 第 452 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 7 月 11 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

15.74 m

4 廃 止 の 場 所

港 北 区 小 机 町 746 番 の 4 及 び 751 番 の 各 一 部



横 浜 市 公 告 第 453 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 5 年 7 月 12 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
9.13 m
- 4 廃 止 の 場 所  
戸 塚 区 下 倉 田 町 791 番 の 5 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 454 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 解 散 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 45 条 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 川 向 町 南 耕 地 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 の 解 散 を 認 可 し た 。

令 和 5 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

---

区 告 示

---

金 沢 区 告 示 第 12 号 （ 令 和 5 年 7 月 6 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 乙 舩 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 7 月 6 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名	高 木 明	永 井 由 真 子
及 び 住 所	金 沢 区 乙 舩 町 5 番 19 号	金 沢 区 乙 舩 町 13 番 25 号

鶴見区告示第 3 号（令和 5 年 7 月 11 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、駒岡中町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 11 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	鶴見区駒岡四丁目 24 番 49 号	鶴見区駒岡四丁目 29 番 12 号
代表者の氏名及び住所	小 塚 邦 夫 鶴見区駒岡四丁目 24 番 49 号	小 塚 光 雄 鶴見区駒岡四丁目 29 番 12 号

港南区告示第 4 号（令和 5 年 7 月 11 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、中之丸町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 11 日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	松本 勝 港南区港南六丁目 7 番 35 号	金子 雅一 港南区港南五丁目 3 番 9 号

金沢区告示第 13 号（令和 5 年 7 月 13 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、山の手自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 13 日

横浜市金沢区長 永 井 京 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	相 馬 隆 金沢区釜利谷西二丁目 13 番 22 号	田 中 剛 金沢区釜利谷西二丁目 2 番 21 号

金沢区告示第 14 号（令和 5 年 7 月 14 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、湘南八景自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市金沢区長 永 井 京 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
区域	金沢区朝比奈町 316 番地の 93 から 316 番地の 99 まで、大道二丁目 6 番 50 号から 6 番 53 号まで及び 14 番から 17 番まで、東朝比奈一丁目、東朝比奈二丁目、東朝比奈三丁目 11 番 1 号、12 番 4 号から 12 番 27 号まで、13 番 3 号から 13 番 25 号まで、14 番 2 号から 14 番 25 号まで、16 番、17 番 3 号から 17 番 21 号まで、18 番 4 号から 18 番 15 号まで、19 番 1 号から 19 番 17 号まで、20 番 2 号から 20 番 19 号まで、21 番 5 号から 21 番 20 号まで、22 番 3 号から 22 番 14 号まで及び 23 番 2 号から 23 番 8 号まで並びに六浦町 1, 781 番地の区域	金沢区東朝比奈一丁目（57 番 1 号、2 号を除く）、東朝比奈二丁目の全域及び東朝比奈三丁目 11 番から 23 番まで、六浦五丁目 35 番 1 号、47 番 2 号及び 48 番 14 号から 48 番 19 号まで、大道二丁目 6 番 50 号から 6 番 53 号まで及び 14 番 19 号、14 番 22 号から 14 番 28 号まで、朝比奈町 316 番地 93 から 99 までの区域

栄区告示第 24 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、小山台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 25 日

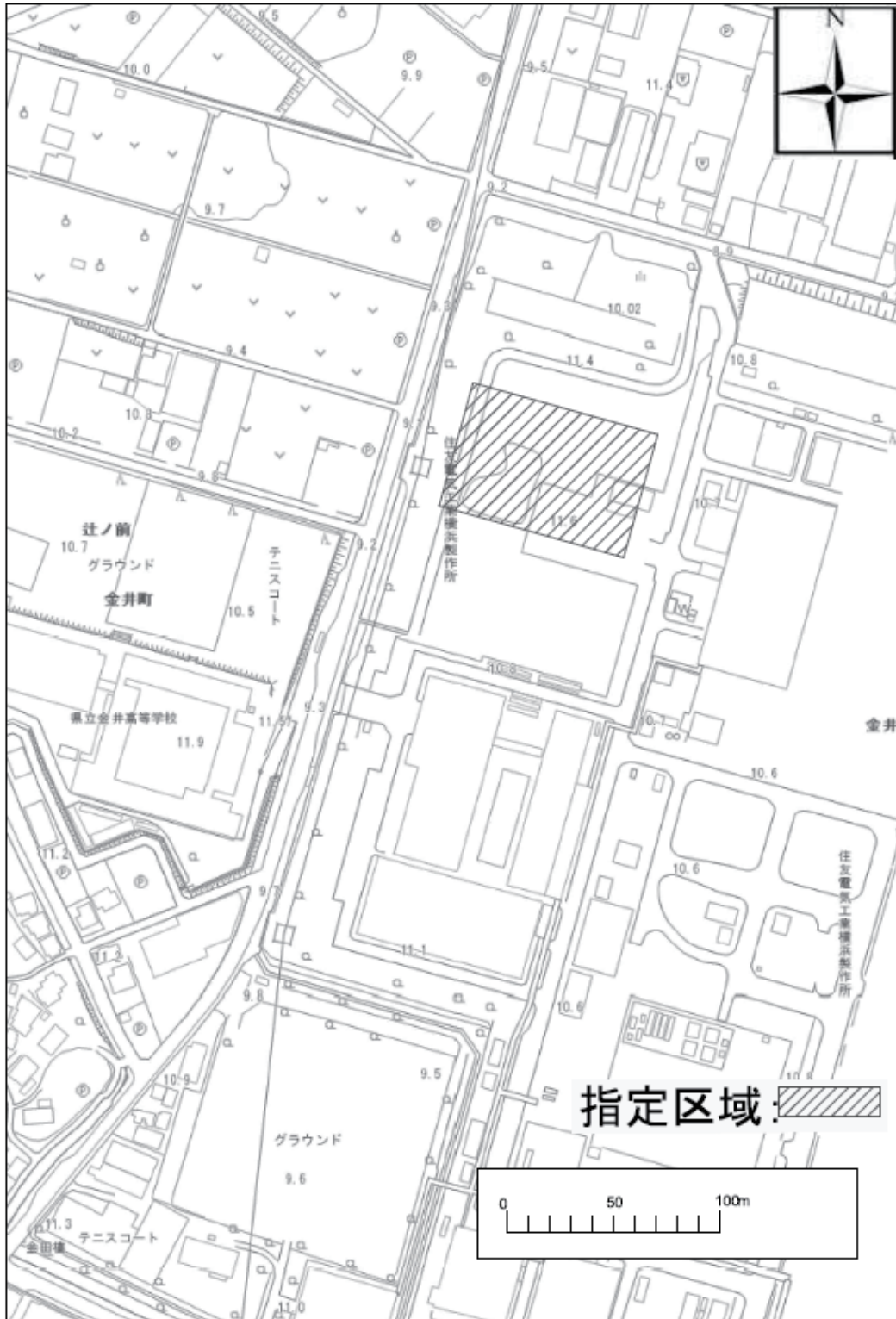
横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	宮 崎 良 子 栄区小山台二丁目 42 番 12 号	小 澤 脩 栄区小山台一丁目 3 番 13 号



正誤

平成21年定期第722号16ページは  
「別図6



の誤り。